



令和 8 年度（2026 年度）

事業計画書

経営理念

みんなの参加と協働で包括的な支援体制をつくります。

一人ひとりの思いを大切にしたい、寄り添えるサービスを届けます。

自らの組織や事業の説明責任を果たし、経営基盤の強化・充実のもと信頼される持続可能な組織づくりを進めます。


<令和8年3月制定>

社会福祉法人 小山町社会福祉協議会



目次

I 基本方針	3
II 重点事項	4
1 地域福祉を担う人材の発掘と育成支援	4
2 サービス等提供や相談支援の体制強化	4
III 事業実施計画	6
1 福祉のひとづくりの推進 《人間力》	6
(1) 広報啓発活動の推進	6
(2) 福祉教育（共育）活動の推進	7
(3) ボランティアの輪を広げる活動の推進	7
(4) 住民参加の活動を支える	9
2 共生の地域づくりの推進 《地域力》	12
(1) 相談支援体制の推進	12
(2) 生活困窮者自立促進支援事業の推進	13
(3) 資金貸付による経済的自立及び生活意欲の助長	14
(4) 権利擁護体制づくりの推進	15
3 福祉の基盤づくりの推進 《福祉力》	17
(1) 高齢者等への支援活動の推進	17
(2) サービスの提供力を高める	18
(3) 社会福祉法人等との連携による地域課題解決に向けた取組	19
(4) 社会福祉法人としての「地域における公益的な取組」の推進	19
(5) 法人組織の基盤を強める	21
(6) 安定した自主財源の確保	25
4 指定介護保険事業所の経営	26
(1) 居宅介護支援事業所の経営	26
(2) 訪問介護事業所の経営	27
5 指定障がい福祉サービス事業所の経営	28
(1) 居宅介護事業所の経営	28
(2) 就労継続支援B型事業所の経営	29

 「赤い羽根」マークのある項目は、共同募金の助成を受けて取り組む事業です！

I 基本方針

生活スタイルや価値観の多様化をはじめ、さまざまな要因により人間関係の希薄化が進み、社会的孤立や生活困難な状況が家庭や地域で深刻化しています。そのため、地域福祉の重要性が一層高まり、各種施策が打ち出され、国は、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域及び社会を創っていく、「地域共生社会」の実現に向けた取組みを推進しています。



超高齢化社会の到来や感染症予防対策の取組みが日常生活に定着した「新しい生活様式」など、人々の暮らしやつながりは以前と比べ大きく変わってきています。さらに、度重なる自然災害の教訓から、世代や性別を超えた共助がある地域共生社会の実現が望まれています。

そのため、地域福祉の中核を担う小山町社会福祉協議会（以下、「本会」）の役割は、ますます重要性を増していくと考えなければなりません。

一方、本会では、「小山町社会福祉協議会第6次地域福祉活動計画」（5か年）において、住民、会員、関係機関・団体等の皆様と協働しながら、「共に支え合い誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」を基本理念としています。

これらを踏まえ、これまで以上に行政と本会とが地域福祉の両輪となり、地域福祉推進の仕組みを創意工夫し、地域福祉の諸課題に対する取組みを進めて参ります。

Ⅱ 重点事項

1 地域福祉を担う人材の発掘と育成支援

(1) ボランティア活動の推進

人間関係の希薄化の進行やボランティア構成員の高齢化等によりボランティア団体及び構成員が減少傾向にあります。

そのような中、本会が町から受託しているふれあい茶論や本会が実施している生活支援サービスにかかるボランティアの発掘と育成が急がれる状況となっています。

そのため、様々なボランティア活動集団となりえる集りの立上げ支援及び育成を推進します。

(2) 職員の資質向上

本会は「地域福祉の推進役」であることを自覚し、その使命を果たすため、職員の資質向上に努めます。

ア 複雑・多様化する福祉ニーズの解決に必要な企画・提案力を身につける研修の実施と職場環境の充実

イ 本会が必要とする資格取得のための受講料等の助成など、資格取得や自己研鑽の積極的な支援

2 サービス等提供や相談支援の体制強化

(1) 利用者や家族の声に耳を傾け、住民皆様の信頼を得ながら、サービス等の提供体制の充実に努めます。

(2) 相談者に寄り添い、困りごとの解決や緩和ができるように、相談支援体制の充実に努めます。

(3) 様々な困りごとが重なった問題に対応するため、他機関・団体等と協働した支援の充実に努めます。

※ 本文中にある事業名の右側に記載しある括弧書きの番号は、小山町第5次地域福祉計画・小山町社会福祉協議会第6次地域福祉活動計画の基本視点・基本目標の番号（体系番号）です。

小山町第5次地域福祉計画・小山町社会福祉協議会第6次地域福祉活動計画の体系

基本視点・基本目標	体系番号
基本視点1 福祉の人づくり 《人間力》	
1 福祉のこころを育てる	(1-1)
2 ボランティアの輪を広げる	(1-2)
3 住民参加・交流活動を支える	(1-3)
4 地域福祉の活動環境を充実する	(1-4)
基本視点2 共生の地域づくり 《地域力》	
1 地域の実情に応じた取組を進める	(2-1)
2 消費者被害の未然防止・拡大防止	(2-2)
3 障がい者の生活・就労を支援する	(2-3)
4 地域ぐるみで子育てを支援する	(2-4)
5 支援を必要としている人の安全と安心を守る	(2-5)
6 権利擁護の取組を進める	(2-6)
7 再犯防止の取組を進める	(2-7)
基本視点3 福祉の基盤づくり 《福祉力》	
1 サービスを利用しやすい仕組みをつくる	(3-1)
2 関係組織のネットワーク化を進める	(3-2)
3 サービスの提供を充実する	(3-3)
4 重層的な支援体制の構築	(3-4)
5 社会福祉協議会の基盤を強める	(3-5)

Ⅲ 事業実施計画

1 福祉のひとづくりの推進 《人間力》

(1) 広報啓発活動の推進

ア 地域福祉活動情報紙「つながり」の発行 (1-1)(3-5) 予算額：320 千円

町民等に対し地域福祉や本会に対する理解や関心をより深めてもらえるよう、本会事業等を紹介するための情報紙を発行します。(年4回)

[実施内容] 年4回(A4/4ページ)
全戸配布

イ 公式ホームページの運営及びSNSの活用による情報発信の促進

(1-1)(3-5) 予算額：231 千円

公式ホームページを管理運営し、定期的に情報を更新するとともに、SNS(インスタグラム)との連携により、本会活動の紹介、行事の案内、各種情報等を広く公開します。

ウ 年度版法人案内パンフレットの発行(1-1)(3-5) 予算額：80 千円

経営理念、事業体制及び事業内容、組織及び組織運営等をまとめたパンフレットを発行し、本会に対する町民等の理解促進を図ります。

エ 発達障害対応研修会の開催 (新) (1-1) 算額：375 千円

厚生労働省の推計によると、発達障害の診断を受けた人は、平成28年の約48万人から令和4年には87万人超へと急増しています。また、20歳までに発達障害と診断される人と20歳以降に発達障害と診断される人の割合は、ほぼ同じとされています。

発達障害者支援法には「国民は、個々の発達障害の特性等に対する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するように努める。」とされています。

発達障害のある方の自立および社会参加に資するようその生活全般にわたる支援をはかり、安心して暮らせる地域社会をつくる必要があります。

そのため、発達障害の方の理解と対応の基本について考える研修会を開催します。

[開催日] 令和8年11月
[会場] 小山町総合文化会館
[来場者数] 計100名

オ 小山町ふれあい広場の開催 (1-1)(1-2) 予算額：865 千円

地域福祉活動の必要性や現状の理解促進、ボランティア活動等についての意識高揚を図るための啓発活動として開催します。


[開催日] 令和8年9月5日(土)
[会場] 小山町生涯学習センターエリア内
[その他] おやま健康フェスタ(小山町等主催)との同日開催

- カ 小山町健康福祉大会の開催 (1-1) 予算額：60千円
多年にわたり地域福祉や地域医療の発展に功労のあった方々を表彰し、なお一層の活躍を期待するとともに、住民主体による助け合い活動など、小山町の地域福祉のさらなる充実をめざす機会として開催します。
[開催日] 令和8年12月3日(木)
[会場] 小山町総合文化会館・菜の花ホール
[内容] 表彰式典(町優良従業員感謝状、町社協会長表彰、県共募会長感謝状、献眼感謝状関係)、啓発展示物の展示等
[来場者数] 計100名


(2) 福祉教育(共育)活動の推進

- ア 福祉系大学や専門学校等ソーシャルワーク実習の受け入れ (1-1) 予算額：24千円
小山町及び近隣市町出身で社会福祉士等の資格取得を目指している学生及び社会人等の現場実習を通じて、社会福祉理念の構築と実務経験のための実習生の受け入れを行います。
[受入可能実習] ソーシャルワーク実習
[受入可能人数] 一日あたり最大2名
[実習指導者養成研修修了者] 4名(社会福祉士)

- イ 中学生職場体験学習の受け入れ (1-1) (1-2)
町内中学校が「総合的な学習」やキャリア教育の一環として、生徒一人ひとりの興味や関心等に沿って職場体験学習の受け入れを行います。
[受入可能人数] 一日あたり最大2名

- ウ 小中学生の高齢者疑似体験イベント  (1-1) (1-2) 予算額：100千円
「高齢」になると、若い頃と違い思うように身体が動かず「できない」ことが増えていきます。そんな高齢者等の不便さを疑似体験し、自分が何をできるかを考える機会として、高齢者疑似体験イベントを実施します。
[期日] 令和8年10月中

(3) ボランティアの輪を広げる活動の推進

- ア ボランティアセンターの運営 (1-2)  予算額：61千円
地域社会にボランティア活動の定着を促すため、一部の限られた人たちだけが活動を行うのではなく、地域のさまざまな人たちが、気軽に楽しく、日常的に活動に参加できるよう、ボランティアセンターの運営による支援を行います。
[事業内容]
・ボランティア活動や住民活動に関する情報提供及び相談・連絡調整
・ボランティア(個人・団体)の登録やニーズの受付
・ボランティア活動保険やボランティア行事用保険の加入促進
・民間福祉財団等による助成事業の案内・推薦
・生活支援コーディネーター等との連携による人材発掘や組織化支援

イ 第45回サマーショートボランティア活動の共同開催 (1-2)

中学生が夏休みを利用したボランティア活動体験プログラムとして県内の社会福祉施設や社会教育施設での活動を通じて、福祉・ボランティアに対する理解を深めるとともに、自らの進路を考え、社会に目を向ける機会とすることを目的として実施します。

[主催] NPO法人静岡県ボランティア協会

[協力内容] ・各中学校等への募集案内
・受け入れ先と参加者の調整
・事前研修会の運営支援等

ウ 大規模災害に備えた災害ボランティアのネットワーク構築の推進 (1-2)

予想される東南海地震や神奈川県西部地震、富士山噴火、局地的な風水害などの自然災害に備え、被災地域の復旧及び復興に不可欠な災害ボランティアセンターを中心としたボランティア活動を効果的かつ円滑に行うことができるよう、平時から町行政を含めた県内外の関係機関や団体との連携を強化し、災害ボランティアにかかる機能的な体制を構築するための取組を行います。

[取組内容] ・大規模災害発生時における「災害ボランティアセンター」の開設・運営
・平時における関係機関との連携強化
・県内外の機関・団体と連携した研修や訓練への関係者の参加

エ 災害対応研修会の開催 (1-2)

予算額：98千円

過去の被災状況及び今後起こりうる災害を知り、その際の災害支援活動等について考える研修を開催します。

[研修内容] ○小山町における過去の被災状況及び今後起こり得る災害に関する研修
○他自治体で発生した災害の時にボランティア活動をされた方の事例に関する研修

[開催時期] 令和8年11月

[参加対象] 災害ボランティアセンター運営に携わる社協職員
災害ボランティアセンターの運営支援に興味のある方

オ 住民参加型福祉サービス担い手養成講座の開催 (1-2)

予算額：20千円

超高齢化社会では、年齢や制度の枠にとらわれず、住民同士がお互いさまの感覚で互いに助け合い、支え合いながら活動することが特徴の住民参加型福祉サービスの推進が必要不可欠です。

本会では、現在「オンリー・ユー♪」や「おまち堂」においてボランティアが活躍されていますが、担い手であるボランティアが減少しています。

そのため、生活支援体制整備事業と連携しながら、近隣市町や本会で活躍されている方を講師に迎え、体験談を発表していただき、住民参加型福祉サービスの理解を深める研修を実施します。

[開催時期] 令和8年 月

[参加対象] ・ボランティアに興味のある方

カ 中高生ボランティア講座 (1-2)

予算額：30千円

超高齢化社会では若い世代のボランティアの存在が重要です。

中高生がボランティア活動を体験することにより、社会人になっても地域福祉に関心を持つようになることが、ひいては地域福祉の推進につながります。

そのため、福祉系のボランティア講座を実施します。

[開催時期] 令和8年8月

[参加対象] 中高生

[内 容] 「ボランティアの心得」に関する講義及び「福祉体験」


キ **こども食堂連絡会**  (1-2) **予算額：10千円**

沢山のつながりをうみ、子どもも大人も互いを尊重しあう地域をつくるため、町内に3か所あるこども食堂運営者の情報共有を行うとともに、食堂間の連携を強化します

「一般社団法人 おたまちゃん食堂 小山町支部」 活動拠点：小山町阿多野

「須走ふれあい食堂おいでよ」 活動拠点：小山町須走

「小山町みんなの食堂」 活動拠点：小山町小山

ク **法人施設との防災訓練の実施**  (1-2) **予算額：10千円**


本会が福祉施設に設置させていただいた災害ボランティア活動用資材倉庫を利用した福祉施設との連携による防災訓練を実施します。

この訓練の実施により、福祉避難所に指定されている社会福祉施設と地域のボランティア団体との平時における連携強化が期待できます。

[時期] 令和8年10～11月

[会場] 社会福祉法人婦人の園 障がい者支援施設インマヌエル

社会福祉法人寿康会 特別養護老人ホーム平成の杜

ケ **ふれあい茶論運営協力委員養成講座の実施**  (1-2) **予算額：50千円**

ふれあい茶論の運営に係る新規支援者を開拓及び養成するための講座や活動体験プログラムを行います。

[開催時期] 令和8年6月～令和9年3月（全2回）

[募集定員] 各回40名程度

(4) 住民参加の活動を支える

ア **福祉関係団体の運営支援【全7団体受託】** (1-3) (3-2)

福祉団体・当事者団体の自主的かつ円滑な運営に寄与するとともに、活動内容等に関する相談助言等を通じて、地域福祉活動の充実を図るため、業務の全部又は一部を受託します。

[業務受託団体名]

- ・小山町忠霊奉賛会
- ・小山町シニアクラブ連合会
- ・小山町手をつなぐ育成会
- ・小山町赤十字奉仕団
- ・小山町ひとり親会
- ・小山町身体障がい者福祉会
- ・小山町遺族会

イ **地域福祉活動事業費助成事業の実施**  (1-3) (3-2) **予算額：700千円**

当事者団体やグループ及び放課後児童クラブ等の自主的かつ先駆的な地域福祉活動を支援するために事業費の助成を行います。

[実施内容]

- ・概算要望書とりまとめ（5月）
- ・助成金額内示書発出（6月）
- ・助成金交付申請書とりまとめ（7月）
- ・請求書受理・助成金支払（7～8月）

- ・実績報告書とりまとめ（～翌年4月）

ウ 小山町民生委員児童委員協議会との連携による地域福祉活動の推進

(1-3) (3-2)

地域福祉活動の充実強化のため、小山町民生委員児童委員協議会との連携による活動を推進します。

- [内容]
- ・定例会への出席
 - ・赤い羽根共同募金協力企業等の訪問活動
 - ・歳末たすけあい激励金贈呈にかかる協力
 - ・生活福祉資金貸付事務に対する協力・支援
 - ・心配ごと相談員への就任、定期的相談業務への従事
 - ・災害時要配慮者の支援にかかる連携
 - ・各種研修や事業等についての相談対応・連携等

エ 小山町区長会との連携による地域福祉活動の推進

(1-3) (3-2) 予算額：80千円

地域福祉活動の充実強化のため、小山町区長会との連携による活動を推進します。

- [内容]
- ・区長会への出席
 - ・ふれあい茶論の地域福祉活動に対する連携
 - ・赤い羽根共同募金への協力
 - ・歳末たすけあい募金への協力
 - ・年間協力費の支払い等

オ 共同募金運動との連携 (1-3)

静岡県共同募金会及び小山町共同募金委員会と協働し、共同募金運動の促進を図るとともに、助成金の有効活用に努めます。

- [募金運動期間]
- ・赤い羽根募金 10月1日～12月31日
 - ・歳末たすけあい募金 12月1日～31日

カ 歳末たすけあい募金配分事業の実施 (1-3) 予算額：1,200千円

小山町民生委員児童委員協議会等との連携により、支援を必要とする人たちが年末年始に安心して過ごすために、また、町民やボランティア等の参加協力により取り組まれる活動を支援するために、町民等からの募金を配分し、地域福祉活動の推進を図ることを目的に実施します。

[実施内容]

- ・小山町民生委員協議会定例会における協力依頼（9月）
- ・配分委員会の開催（12月）
- ・申請方式による在宅対象世帯の把握（11月）
- ・在宅要援護者に対する激励金の贈呈（12月）
- ・当事者団体や小規模施設に対するクリスマス会等事業費助成（12月）

キ 「おやま健康マイレージ事業」への協賛 (1-3) 予算額：4千円

小山町が町民の健康づくりを促進するために実施している「おやま健康マイレージ事業」の協賛事業所として、町民の健康意識向上等に積極的に貢献します。

- [協賛内容]
- ・ハッピーチケット利用施設としての登録
 - ・スマイル賞協賛品の提供
(「カフェ・ポム」利用券1,000円相当分×4本)

ク 福祉バス運行による地域福祉活動の支援等 (1-3) (1-4) (3-1) 予算額 : 3,299 千円

本会に登録しているボランティア団体や福祉関係団体が行う交流活動や研修事業等に対し、福祉バス（マイクロバス）を利用した移動支援を行うことにより地域福祉の推進を図ります。


福祉バスの運転については、町の全面的財政支援を受け、業務委託を行います。

ガソリン代、駐車料金、高速代等の実費は、利用団体の負担とします。

ボランティアが主体となる福祉バスを利用した新たな福祉サービスを検討します。

2 共生の地域づくりの推進 《地域力》

(1) 相談支援体制の推進

- ア 福祉総合相談所の運営  (2-1) 予算額：460千円
住民等の暮らしの中のあるあらゆる相談に適切な助言を行うとともに、福祉サービスへのつなぎや関係機関との連携により、課題解決に向けた取組を行うことを目的として実施します。実施にあたっては、包括的支援体制構築事業（小山町受託事業）と連携した取組を図ります。
- (ア) 介護相談（定例）
【開設回数等】年46回（毎週火曜日）
【相談員】介護支援専門員
- (イ) 法律相談（定例）
【開設回数等】年12回（毎月1回／指定の水曜日）
【相談員】弁護士
【その他】完全予約制（3名/1回）
- (ウ) 心配ごと相談（定例）
【開設回数等】年50回（毎週木曜日）
【相談員】民生委員・児童委員、人権擁護委員

イ 重層的支援体制整備事業（相談支援体制）の実施【小山町受託事業】 (2-1) (3-1) (3-2) 予算額：1,291千円

福祉的ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、複合的な課題を抱える住民等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、ボランティア等と協働し、地域に必要とされる社会資源を創出するために、関係機関等との連携による取組を実施します。

[受託業務の内容]

- ・相談支援包括化推進員の配置
- ・相談者が複数の相談機関に出向くことなく、複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制強化
- ・多機関・多職種との連携強化(含 相談支援包括化ネットワーク会議への出席等)
- ・地域に不足する社会資源の創出 他

ウ 重層的支援体制整備事業（アウトリーチ等を通じた継続的支援体制事業及び参加支援事業）の実施【小山町受託事業】 (3-4) 予算額：5,389千円

社会の複雑化に伴い解決ができない課題を持つ方が多く発生してきています。当事者に孤立感を持たせないために、人と人とのつながりのある地域づくりに向けた支援や地域への参加支援（伴走支援）が必要となります。そのため、町と協働し参加支援や訪問支援などができる相談に取り組めます。

エ 生活支援体制整備事業の実施【小山町受託事業】 (2-1) (2-5) (3-1) (3-2) 予算額：2,399千円

地域における高齢者の生活支援体制整備に向けた調整役として「生活支援コーディネーター」を配置し、町や地域包括支援センター「平成の杜」との三者協働により事業を推進します。

[受託業務の内容]

- ・地域の高齢者のニーズや、地域に不足している介護予防や生活支援のサービスの把握
- ・サービスの開発に向け、地域の関係団体等への働きかけ
- ・地域の関係団体間の情報共有や連携体制の整備
- ・サービスの担い手の発掘や要請、地域の高齢者のニーズと不足するサービスのマッチング

(2) 生活困窮者自立促進支援事業の推進

ア 静岡県生活困窮者自立相談支援事業の実施【静岡県受託事業】

(2-1) (2-3) (2-5) (3-1) (3-2) 予算額：2,909 円

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。

[事業運営方式]

ふじのくに生活困窮者自立支援コンソーシアムの構成法人による連携協働

[構成法人]

- ・本会を含む静岡県内 12 町社会福祉協議会
- ・特定非営利活動法人青少年就労支援ネットワーク静岡
- ・株式会社エステートケア沼津（居住支援法人）
- ・有限会社グローブ（居住支援法人）
- ・静岡県社会福祉協議会（代表法人）
- ・特定非営利活動法人 P O P O L O

[業務内容]

生活支援・相談センターを設置するとともに、相談支援員（2 名）を配置し、総合相談受付、緊急対応、他機関へのつなぎ、プラン作成、モニタリング、評価、支援調整会議、関係機関との調整、支援者開発、ニーズ掘り起し等

イ ふじのくに型学びの心育成支援事業の実施【静岡県受託事業】

(2-1) (2-4) (3-1) (3-2) 予算額：680 千円

生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に学習の場の提供と学習支援を行い、生活困窮世帯等の子どもの高等学校への進学を促進することにより、就職率を向上させ、生活困窮世帯等の子どもの自立を促します。

[運営協力]

教育支援員等

[参加対象]

原則として、学習支援対象者のうち小学 4 年生から 6 年生及び中学生

[実施時間数・日数]

- ・1 日あたり 2 時間
- ・計 16 日間（夏季休業期間中 14 日／冬季休業期間中 2 日）

[設置場所等]

学習支援教室（愛称；おやま学習アシスト教室）を小山町健康福祉会館内に設置

ウ 生活困窮世帯等を対象とする緊急食糧支援事業の連携実施



(2-5) 予算額：27 千円

安全に食べられるにもかかわらず、包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で流通できない食品や家庭で眠っている食品の寄贈を受け、必要としている家庭等に無償で提供するフードバンク事業を地域の仕組みとして確立させ、相互扶助の社会の実現を目的として、「特定非営利活動法人フードバンクふじのくに」との連携による事業を実施します。

加えて他の機関と連携した緊急食糧支援を行います。

[フードドライブ事業への協力]

年2回（贈答品が増える8月と1月）、本会窓口及び町内の各町支所等に寄贈受付ボックスを設置し、家庭で眠っている食品を募集します。（賞味期限が2か月以上あることが要件のひとつ）

[生活困窮世帯向けフードバンク事業の連携実施]

令和8年4月1日～令和9年3月31日

[フードドライブ&フードパントリー「おやまマーケット」への支援]

町がSDGs活動の一環として実施するフードドライブで町内各家庭から提供いただいた食料品等の無料配布（年3回：6月、11月、3月予定）を支援します。

[御殿場・小山フードバンク協議会での生活困窮世帯への食糧支援]

食品を募集し、御殿場・小山フードバンク協議会へ拠出し、パッキングし、生活困窮世帯へ食糧支援を実施（年3回：8月、12月、3月予定）します。

エ こども食堂支援事業の実施(2-1) (2-4) (2-5)

予算額：50 千円

生活困窮世帯等に対する食糧支援の一環として、関連団体が実施する「こども食堂事業」等が効果的に運営されるよう支援を行います。この事業は、経済的困窮世帯の支援を視野に入れた取組であり、本会として企画・運営及び財源確保に関する相談助言等を行います。

[連携団体]

御殿場・小山フードバンク協議会

特定非営利活動法人フードバンクふじのくに

その他町内外の協力企業等

(3) 資金貸付による経済的自立及び生活意欲の助長

ア 小山町生活福祉資金貸付事業の実施(2-2) (2-3) (2-5)

予算額：2,342 千円

生活福祉資金貸付要綱に基づき、低所得世帯に対し、必要な資金の貸付と相談支援を行うことにより、世帯の経済的な自立と生活の安定を図ることを目的として実施します。

[資金の種別]

- ・日常生活費
- ・修学費
- ・家屋補修費

イ 静岡県生活福祉資金貸付事業の実施【静岡県社会福祉協議会受託事業】

(2-3)(2-5)(3-1) 予算額：1,909千円

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、世帯の経済的な自立と生活の安定を図ることを目的として実施します。

[資金の種別]

- ・総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
- ・福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
- ・教育支援資金（教育支援費、就学支援費）
- ・不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

[受託業務の内容]

- ・資金貸付の広報
- ・借入申込者に対する支援
- ・借受人に対する支援
- ・関係機関との連携や連絡調整等
- ・資金貸付、償還に関する書類の交付・受付及び検討並びに県社協への送付
- ・償還に関する協力（県社協職員との同行による訪問活動等）
- ・借入申込者及び借受人の属する世帯の調査
- ・緊急小口資金等特例貸付に係る債権管理事務
- ・その他

(4) 権利擁護体制づくりの推進

ア 日常生活自立支援事業の実施【静岡県社会福祉協議会受託事業】(2-3)(2-5)

予算額：678千円

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち、判断能力が不十分な人が住み慣れた地域や自宅において自立した生活が送れるよう、利用契約に基づいて福祉サービスの利用援助等を行います。なお、このサービスを利用できる人は、自分で金銭の支払いや重要な書類の保管が困難だが、本事業の契約内容について理解し、自分の意思で利用申し込みを決めることができる必要があります。

[サービス内容]

- ・福祉サービスの利用援助（利用手続の援助、通知確認等の援助、利用料の支払等）
- ・日常的な金銭管理（年金や手当等の受領確認、生活費に要する預貯金の払戻し及びお届け等）
- ・書類等の預かりサービス（普通預金通帳、定期預金通帳、保険証書、不動産権利書実印等）

[業務内容]

- ・相談受付業務に関する事項
- ・利用契約締結の判断に関する事項
- ・利用契約締結（含 契約書一式の作成）に関する事項
- ・支援計画に基づく援助に関する事項 他

[実施体制]

- ・専門員 3名（他事業兼務）
- ・生活支援員 10名（令和8年3月現在）

イ 小山町権利擁護支援センターの実施 【小山町受託事業】 (2-6)

予算額：6,769千円

認知症や知的障がい・精神障がいなどの理由により判断能力が不十分であっても、本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるために、財産や権利を擁護するための権利擁護支援センターを設置し、成年後見制度等の総合的な利用促進を図ります。

[受託業務の内容]

- ・成年後見制度に関する相談対応
- ・成年後見制度に関する普及啓発
(普及啓発研修会の開催、権利擁護支援センター事業紹介パンフレットを全戸配布)
- ・市民後見人養成講座修了者のフォローアップに関する業務
- ・市民後見人活動支援に関する業務
- ・成年後見制度の利用促進
- ・関係機関との連携及び調整他

ウ 法人後見事業の実施 (2-6)

予算額：2,684千円

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など意思決定が困難な人に対し、家庭裁判所の選任を受け、本会が法人として成年後見人等となり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行います。あわせて、本会の特性を活かしながら、町民、福祉・法律関係職能団体と連携しながら、本人を中心とした見守りのネットワークの構築を図ります。

[業務内容]

- ・法人後見の受任
- ・法人後見支援員の育成業務及び活動支援
- ・法人後見事業運営委員会の運営 他

エ 市民後見人養成講座の実施 【小山町受託事業】 (2-3) 予算額：1,600千円

御殿場市社会福祉協議会と協働して、一般の町民が地域で後見人として活動することができるように養成する講座を実施します。

[開催時期] 令和8年10月～12月

[参加対象] 一般町民

[内 容] 住民目線で、本人に寄り添い、その意思を尊重した支援を行うことができる市民後見人を養成するため、講義及び実習を行います。

3 福祉の基盤づくりの推進 《福祉力》

(1) 高齢者等への支援活動の推進

ア ふれあい茶論の実施（地域介護予防活動支援事業）【小山町受託事業】

(3-1) 予算額：960千円

ふれあい茶論は、介護保険法に定められている「一般介護予防事業」の1つで、要支援・要介護状態になる前の介護予防の推進とともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化することを目的としています。

地域の高齢者が身近な場所で気軽に集える場の提供を推進するため、ボランティアや任意団体及び町民が自主的に実施する活動であり、介護が必要とは思わないが気力や体力の衰えを感じている、これからも元気で暮らしたいと考えている高齢者から、介護予防プログラムへの参加が必要ない一般高齢者までが主な利用対象となります。

介護保険事業実施主体の小山町から委託を受け、事業を展開します。町民（運営協力委員等）による主体的な運営を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や開催場所が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

[実施回数] 年間40回（予定）

[実施場所] 公民館、コミュニティセンター等

[運営団体] 全10団体

[協力者] ・運営協力委員 90名
・民生委員児童委員、主任児童委員
・単位シニアクラブ役員等

[運営支援]

- ・運営協力委員連絡会の開催（年2回以上）
- ・登録ボランティアや講師等の派遣協力依頼と連絡調整
- ・関係団体や会員事業所への協力依頼と連絡調整 他

イ 緊急通報システム設置事業（緊急通報体制整備事業）の実施【小山町受託事業】

(3-1) 予算額：122千円


一人暮らし高齢者や高齢者世帯等で身体に不安を抱え日常生活に不安を持つ人を対象として、緊急通報装置の提供等を実施します。

[受託業務の内容]

- ・緊急通報装置設置申込書及び小山町緊急通報システム機器使用料助成事業利用申請書の受付と内容の調査
- ・設置工事の際の立会い
- ・消防本部（第1通報先）との連絡調整
- ・設置後における通報先の設定変更
- ・利用者全員に対する機器の使用法の指導及び点検
- ・事業者に対する使用料の支払い
- ・長期入院や施設入所、死亡等に伴う撤去時の立会い

[利用者の費用負担]

取付工事費のみ


ウ 宅老所「ひだまり」の運営  (3-1) 予算額：80 千円
昼間独居高齢者や高齢者世帯を対象に、大人数でのデイサービス等の利用に馴染めない人たちの介護予防や孤独感解消を目的として実施します。

[実施回数] 1 2回 (原則として、第3水曜日半日)

[実施場所] 小山町健康福祉会館

[運営協力者] 個人ボランティア (3名)

※ 参加者の減少や参加者の取り巻く環境の変化などから、事業の在り方 (廃止を含む) について、令和8年度中に協議し、結論を得る。

エ 健康安全運転講座の実施  (3-1) 予算額：20 千円
高齢者を対象に、民間事業所と協働し、「健康指導」「予防安全・運転支援機能体験」等の講座を実施します。

(2) サービスの提供力を高める

ア 住民参加型福祉サービス“オンリー・ユー♪”の実施 (3-1)(3-3) 予算額：242 千円

既存の公的制度では十分な対応が困難な町民を対象とした有償ボランティア (協力会員) によるサービスを町内全域で実施します。また、サービス運営体制や人材発掘等について、よりきめ細かな調整や積極的な広報活動を展開していきます。

[業務内容]

- ・情報紙や公式ホームページ及びマスメディア等を活用した広報活動
- ・利用会員及び協力会員の募集
- ・協力会員研修会や事例検討会の開催
- ・生活支援コーディネーターと連携した新規協力会員の発掘 他

イ 高齢者向け配食サービス“おまち堂”の実施 (小山町在宅高齢者食の自立支援事業) 【小山町受託事業】 (3-1)(3-3) 予算額：1,420 千円

在宅高齢者を対象として、栄養改善と見守りを兼ねた食事の提供により、介護状態への進行の防止を図り、高齢者が地域において自立した日常生活を営めるよう支援するため、配食サービスを実施します。

[運営主体]

高齢者向け配食サービス“おまち堂”コンソーシアム

[構成法人]

- ・社会福祉法人小山町社会福祉協議会 (代表法人)
- ・社会福祉法人寿康会

[業務内容]

- ・利用者の健康状態に応じた食事の調製
- ・配達時等における利用者の健康状態や生活状況の把握等
- ・コンソーシアム運営委員会の開催 他

ウ 介護職員初任者研修受講支援の実施 予算額：120 千円
災害発生時等の非常時に介護ボランティアとして協力できる人材を確保するため、基本的な介護の知識・技術を学ぶ介護職員初任者研修の受講費用への支援を実施します。

(3) 社会福祉法人等との連携による地域課題解決に向けた取組

ア およま福祉介護アライアンス・ネットワーク会議の開催 (3-2)

予算額：50 千円

社会福祉法人・医療法人・社団法人・NPO法人・営利法人等の多様な種別の法人が運営する社会福祉施設やサービス事業所の連携強化を図り、各法人が蓄積しているノウハウを活かして制度の狭間にある地域課題の解決に向けた取組を進めていきます。

[対象法人数] 15 法人 (令和8年3月時点)

[内 容] 施設長・管理者連絡会

イ コンビニエンスストアとの連携による移動販売事業の実施 (3-3)

予算額：100 千円

本会では、小山町内の店舗空白地域における買い物弱者対策として、コンビニエンスストアが運営する移動販売事業と連携した地域支援に引き続き取り組みます。

この事業を定期的実施することで、買い物による社会とのつながりの確保や孤独感の解消の契機となることが期待できます。

連携法人 (事業所)	株式会社河村商事 (ローソン小山町わさび平店)
実施エリア	小山町内全域
本会の業務内容	当該指定地域内での移動販売実施に係る車両燃料費等の負担 (年間10万円を上限とする)

(4) 社会福祉法人としての「地域における公益的な取組」の推進

ア 静岡県災害派遣福祉チーム (静岡 DWAT) への登録及び活動の連携 (3-5)

大規模災害時に避難所などで福祉的配慮が必要な人を発見し支援する静岡 DWAT に本会職員を登録し、被災地における活動を支援します。静岡 DWAT は、社会福祉士等の有資格者で、研修修了者の中から1チーム5名程度で編成される福祉専門職チームです。災害発生後、被災した県内外の市町村から静岡県に派遣要請があると、ネットワーク事務局 (静岡県社協) がチームを編成して被災地へ派遣します。隊員は災害発生5日後から1か月後までの間において、指定された避難所や福祉避難所で支援活動を行うものです。

[被災地での主な活動内容]

・福祉的トリアージ、環境整備、移送支援、医療支援チーム等との連携 他

[登録者数] 2名 (令和8年3月現在)

イ 運転免許自主返納者等サポート事業への協力 (2-5) 予算額：10 千円

本会では高齢ドライバーの交通事故防止対策と運転免許自主返納者等の生活支援を目的として、自主返納者等が運転経歴証明書を店舗などに提示することで、様々な特典やサービスを受けられる事業にサポート店として登録・協力します。


[事業主体] 静岡県警察本部


[サービス内容] カフェ・ポム利用券 (100円×10枚分) の贈呈

ウ 福祉車両貸出事業及び福祉車両取扱講習の実施 (3-1) 予算額：260 千円


在宅で生活する障がいのある人や要支援高齢者等が、公共交通機関を利用せずに外出する場合に、介護者の負担軽減と利用者の生活範囲拡大を助長することを目的として福祉車両を貸し出す事業です。

- [貸出用車両台数] 軽自動車1台（車椅子のまま乗車可能）
- [利用料金] 無料（車両燃料費は距離に応じて実費負担）
- [取扱講習] 新規登録時に個別講習を実施（登録は随時受付）
- [主要用途] 医療機関等への通院、買い物 他

エ 車椅子短期無料貸出事業の実施  (3-1) 予算額：9千円
 介護保険対象外サービスの一環として、要介護高齢者等や疾患による在宅生活を送る人たちの安心安全な環境を提供することを目的に、車椅子の貸し出しを無料で短期間行います。
 [貸出可能台数] 標準型車椅子 10台

オ 福祉おたすけグッズ（地域福祉活動用資機材）貸出事業の実施  (3-1) 予算額：99千円
 本会会員である地域活動団体等が行う地域福祉活動の積極的な展開を支援するために、各種の活動用資器材を無料で貸し出しを行います。
 本年度は、高齢者体験グッズ、モルック等を更新・整備します。

- [貸出機材の種類]
 ポップコーン機、綿菓子機、視聴覚機材、小型放送機材他

カ 障がい者週間啓発事業の共同開催  (2-3) 予算額：30千円
 小山障がい者自立支援協議会主催の障がい者週間啓発事業に対し、事業費の一部を負担するとともに、運営補助を行います。
 [事業名] 障がい者週間啓発講演会
 [期日] 令和8年12月初旬
 [会場] 未定

キ その他の取組 【再掲】

事業名等	体系番号
福祉系大学や専門学校学生等実習生の受け入れ	(1-1)
中学生職場体験学習の受け入れ	(1-1) (1-2)
「おやま健康マイレージ事業」への協賛	(1-3)
生活困窮世帯等を対象とする緊急食糧支援事業の連携実施	(2-5)
こども食堂支援事業の実施	(2-4) (2-5)
法人後見事業の実施	(2-6)
住民参加型福祉サービス“オンリー・ユー♪”の実施	(3-1) (3-2)
高齢者向け配食サービス“おまち堂”の実施	(3-1) (3-2)
おやま福祉介護アライアンス・ネットワーク会議の開催	(3-2)
コンビニエンスストアとの連携による移動販売事業の実施	(3-3)

(5) 法人組織の基盤を強める

ア 法人経営に関する各種会議の開催

(ア) 理事会の開催 (3-5)

予算額：160千円

執行機関として、法人経営に関する意思を明確にするとともに、経営上の必要事項等を定め、各種事業に関する協議を行います。

会 議 名	時 期	会 場
第1回 定時理事会	令和8年6月上旬	小山町健康福社会館
第2回 臨時理事会	令和8年6月下旬	
第3回 定時理事会	令和8年9月上旬	
第4回 定時理事会	令和8年12月上旬	
第5回 臨時理事会	令和9年3月上旬	
第6回 定時理事会	令和9年3月中旬	

(イ) 監事会の開催

予算額：65千円

会計業務、理事の業務執行状況、法人の財産状況や事業等の監査を行います。

会 議 名	時 期	会 場
共同募金委員会決算監査	令和8年4月中旬	小山町健康福社会館
第1回 定例監事会 (決算監査)	令和8年5月下旬	
第2回 定例監事会 (定期監査)	令和8年11月上旬	

(ウ) 評議員会の開催

予算額：236千円

法人経営上の重要事項の議決機関として、役員（理事・監事）の選解任、事業計画・事業報告及び収支予算・決算報告の承認等の重要な案件について審議を行います。

会 議 名	時 期	会 場
第1回 定時評議員会	令和8年6月下旬	小山町健康福社会館
第2回 臨時評議員会	令和8年9月下旬	
第3回 臨時評議員会	令和8年12月下旬	
第4回 臨時評議員会	令和9年3月下旬	

- (エ) 評議員選任・解任委員会の開催 予算額：5千円
定款の定めに基づき、評議員の選任及び解任についての審議を行います。

会 議 名	時 期	会 場
評議員選任・解任委員会	令和8年6月中旬	小山町健康福祉会館

- (オ) 職員会議の開催
各事業所等や法人における経営課題等を共有し、所属間連携による事業や支援を円滑に行うことを目的とした検討協議を行います。

会 議 名	時 期	会 場
所属長会議	原則として毎月第1月曜日夕方	小山町健康福祉会館
所属所別会議	毎週又は隔週	小山町健康福祉会館 ワークホーム・アップル

※所属長会議：本部、センター、各事業所の管理者等及び会長、常務理事、事務局長からなる会議を開催する。

イ 公益通報者保護体制の整備 (3-5)

公益通報者保護法を踏まえ、本会が法令を遵守した経営への取組を強化していくために、本会役職員や関連事業者からの通報受理等を行う外部通報窓口を設置します。

[委 託 先] 司法書士等の法律専門事務所

[委託内容] 本会役職員や関連事業者からの通報受理・調査実施等

[委託料等] 通報受理や調査の実績に応じた委託料、調査に要した旅費交通費の実費

ウ 苦情解決体制の整備 (3-3)(3-5) 予算額：4千円

本会のサービス事業等についての苦情や要望に対して適切に対応するため、苦情受付窓口（お客様相談窓口）を設置し、円滑かつ円満な問題の解決を図ります。

- (ア) 苦情解決関係者の配置

苦情解決責任者（事務局長）、苦情受付担当者（事業所管理者3名）、第三者委員（2名）

- (イ) 苦情解決委員会の開催

[期日] 令和9年3月中旬

[会場] 小山町健康福祉会館

エ 第6次地域福祉活動計画の進行管理 (3-5)

地域福祉活動計画の効果的な推進について、広く町民等の意見を聴取するため、「小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画推進懇談会」の開催による進行管理を行います。

- (ア) 計画推進期間 令和7～11年度（5か年）

- (イ) 推進懇談会の開催

[期 日] 令和8年8月

[会 場] 小山町役場本庁舎

[その他] 小山町地域福祉計画推進懇談会との合同開催

オ 計画的かつ効率的な人材確保と定着支援 (3-4)

地域ニーズに係る多種多様な福祉事業に対応できる職員の確保と定着支援をねらいとし職員への資格取得の機会を促し、専門職集団として質の高い相談支援やサービス提供に努めます。

[取組内容]

- ・全正規職員の国家資格保有に向けた側面的支援
- ・管理職研修会への積極的参加支援等によるリーダーシップ強化
- ・外部研修への参加（静岡県社会福祉協議会主催研修他）
- ・全職員の福祉関係資格取得を目指した支援
- ・社会福祉主事任用資格講習の受講に係る経費の全額法人負担
- ・職員を対象とした「通信教育等受講料助成事業」の実施（受講料の50%助成）
- ・リモート研修等への参加に伴う環境整備 他

カ 働き方改革の推進と働きやすい職場環境の整備 (3-5)

多種多様化する町民の生活課題や福祉ニーズに合わせ、新たな業務の増加が見込まれる中で、適正な労務管理や人事管理体制の確立を図るために、本会独自の働き方改革を推進します。あわせて、働きやすい職場環境の整備に努めていきます。

(ア) 年次有給休暇の取得促進に向けた計画的付与制度（計画年休）

働き方改革の一環で年間10日以上有給休暇を付与されている職員は、5日以上有給休暇を取得する義務が設けられました。時季をあらかじめ決めることで、気兼ねなく休めるようにしようという計画年休制度です。

(イ) 副業・兼業の促進

職員の持つ資格や特技を社会に還元するためや、本会業務のスキルアップ等のために多様で柔軟な働き方を自ら「選択」できるようにするためのものです。

(ウ) 職員へのフレックスタイム制の導入

介護職職員及び育児期の職員に対して、希望する時間に勤務が可能となるように、フレックスタイム制を導入します。

キ 職員健康診断の実施 (3-5)

予算額：407千円

労働安全衛生法に基づき、職員に対して、定期健康診断を実施します。

ク 業務効率化の実現 (3-5)

文書管理方法の見直し及び関係文書の保存整理により、業務効率化に努めます。

ケ 職員の安全運行管理体制の強化 (3-5)

職員の業務用車両及び自家用車両の安全な運行並びに適正な管理を行うために、下記の取組を行います。

(ア) 全業務用車両へのドライブレコーダー設置・活用

[現保有台数] 12台(法人全体)

[設置済台数] 12台(〃)

(イ) アルコール検知器による毎日の検査

(ウ) 運転免許証の所持状況にかかる現物確認

[確認頻度等] 年4回(3か月に1回の抜き打ち検査)

[対象者] 全職員(含非常勤契約職員)

[確認内容] 運転免許証の所持状況(毀損・紛失の有無)、更新期限他

(エ) 御殿場地区安全運転管理協会への重大事故の報告

[重大事故の定義] 死亡事故、酒気帯び運転、無免許運転、薬物等運転、ひき逃げ事故

(オ) ヒヤリハット事象の共有や交通安全教育の徹底

コ 小山町行政や静岡県社会福祉協議会等の関係機関・団体との連携強化 (3-5)

本会における適正な法人経営及び時代の潮流に対応した先駆的な事業展開に資するため、日常的な連携強化を図るとともに、積極的な提言活動を行います。

サ 感染症の蔓延や大規模災害発生時に備えた安定的・継続的な事業運営体制の構築 (3-5)

感染症や災害発生時において、必要なサービス提供や事業が安定的かつ継続的に実施できる体制を構築するために、下記の取組を行います。

(ア) 日常的な感染症対策の強化 (感染対策用品の備蓄、感染対策関係研修会の実施他)

(イ) 事業継続計画 (BCP) の見直し (災害対応編・感染対策編)

シ 人事評価制度試行の継続実施 (3-5)

職員の成長促進に資するため、人事評価制度に関する研修を行います。

介護事業所及びワークホーム・アップルの職員以外の職員に対し、業務目標を明らかにし、分掌事務の進捗状況を把握できるように、人事評価制度の充実を図ります。なお、介護事業所及びワークホーム・アップル職員については、当面、業務目標をたてることなく、業務への取組の状況を加味し、評価とします。

ス 重層的支援体制整備事業に関する職員研修  (3-5) 予算額：95 千円

全職員に対して、重層的支援体制制度を共通理解するための研修を行います。

セ 不祥事再発防止対策の着実な実行 (3-5) 予算額：20 千円

令和5年度に設置した不祥事再発防止対策検討委員会から答申された不祥事再発防止対策を着実に実行します。

(ア) 外部講師を招いて、コンプライアンスに関する研修を行う。

(イ) 受託事業も含めた会計事務に関する研修を行う。

(ウ) 本会監事による監査に加え、税理士による決算会計監査を行う。

(エ) 事務手順書又は業務マニュアルを順次作成する。

(オ) 不祥事再発防止対策検証委員会による、不祥事再発防止対策に関する検証を行います。

ソ 虐待防止検討委員会の開催

年1回の定例会及び緊急時の臨時会議を開催する。

タ 身体拘束等適正化委員会の開催

年1回の定例会及び緊急時の臨時会議を開催する。

チ 感染症対策委員会の開催

年4回(4、7、10、1月)の定例会及び緊急時の臨時会議を開催する。

(6) 安定した自主財源の確保

ア 会員会費の拡充 (3-5)

町民等に本会の活動等を広く理解してもらうとともに、効果的かつ先駆的な地域福祉活動を展開していくための基盤となる会員の拡充と財源確保に努めます。

[会員募集活動]

区 分		時 期	内 容
普通会員	個人会員(世帯)	4～6月	区長会における協力依頼
	施設団体会員	8月	福祉施設や団体に対する加入依頼
個人賛助会員			関係者等に対する加入依頼
事業所等賛助会員		6～7月	加入依頼先の選定にかかる事前協議
			会員事業所等の開拓 加入依頼訪問活動の実施 他

[会員募集結果の公表]

区 分		時 期	公 表 方 法
普通会員	個人会員(世帯)	12月 3月	地域福祉活動情報紙 ホームページ 最終区長会
	施設団体会員	12月	地域福祉活動情報紙 ホームページ
個人賛助会員			
事業所等賛助会員		12月	

※ 「施設団体会員」とは、「社会福祉法人」、「放課後児童クラブ」、「社会福祉関係団体」、「職能団体」、「NPO法人」、「ボランティア団体」をいう。

※ 賛助会費の額について、令和8年度中に協議し、結論を得る。

イ リサイクル活動の展開 (3-5)

町民等から寄せられる下記物品の回収及び換金を行うことによる自主財源の確保に努めます。(就労継続支援B型事業における「リサイクル事業」分を除く)

[回収対象品目]

プルタブ、使用済み切手、未使用切手、未使用官製はがき

4 指定介護保険事業所の経営

(1) 居宅介護支援事業所の経営

予算額：16,277千円

介護支援専門員（ケアマネジャー）が、本人や家族の心身の状況や生活環境、希望等に沿って、居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成します。そのプランに基づいて介護保険サービス等を提供する事業者との連絡や調整を行います。

事業所の名称	小山町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所
所在地	駿東郡小山町小山75-7（法人本部と同じ）
事業所番号及びサービスの種類	2271300077（小山町長指定） (1) 居宅介護支援
従業者数	計2名（令和8年4月1日時点） ・管理者（兼主任介護支援専門員）1名（常勤兼務1名） ・介護支援専門員 1名（常勤専従1名）
実施事業	(1) 居宅介護支援事業 (2) 介護予防サービス計画作成業務【小山町地域包括支援センター「平成の杜」受託事業】 (3) 介護認定調査業務【小山町・その他市区町村受託事業】
業務内容	(1) 毎月の訪問、モニタリング (2) サービス担当者会議の開催 (3) ケアプラン及び介護予防プランの作成 (4) 関係機関や施設との連絡調整による利用者支援 (5) ケア会議への出席 (6) 介護サービス情報公表の対応 (7) 事業の啓発活動の実施 (8) 介護認定調査の実施 他

(2) 訪問介護事業所の経営

予算額：17,390千円

居宅で生活する高齢者が要介護状態又は要支援状態（総合事業対象者を含む）であっても、食事・排泄・入浴の介護、生活援助、その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるように支援します。

事業所の名称	小山町社会福祉協議会 訪問介護事業所		
所在地	駿東郡小山町小山75-7（法人本部と同じ）		
事業所番号及びサービスの種類	2271300077（静岡県知事指定） (1) 訪問介護 2271300077（小山町長指定） (1) 訪問介護相当サービス		
従業者数	計8名（令和8年4月1日時点） ・管理者（兼 サービス提供責任者・ホームヘルパー） 1名（常勤兼務 1名） ・サービス提供責任者（兼 サービス提供責任者・ホームヘルパー） 1名（常勤兼務 1名） ・ホームヘルパー 6名（非常勤専従6名）		
実施事業	(1) 訪問介護 (2) 訪問介護相当サービス		
業務内容	(1) ケアプランに沿ったサービス提供		
	(2) サービス担当者会議への出席		
	(3) 介護サービス情報公表の対応		
	(4) 他のサービス事業者等との連携		
	(5) サービス検討会の開催（定例開催 6回）		
	(6) 内部研修の開催（サービス検討会と同日開催）		
	回	期 日	内 容
	1	令和8年5月29日(金)	・認知症ケア
2	令和8年7月31日(金)	・接遇 ・虐待防止 ・身体拘束	
3	令和8年9月30日(水)	・感染症 ・食中毒予防及び蔓延防止	
4	令和8年11月30日(月)	・BCP	
5	令和9年1月29日(金)	・事故発生やその再発防止策 ・事故発生等緊急時の対応	
6	令和9年3月31日(水)	・倫理及び法令遵守 ・プライバシーの保護	

5 指定障がい福祉サービス事業所の経営

(1) 居宅介護事業所の経営

身体障がい、精神障がい、知的障がいのある人、障がい児、難病等対象者が居宅で安心して暮らすことができるよう、入浴・排泄・食事等の身体介護、調理・洗濯及び掃除等の家事援助、生活等に関する相談及び助言、その他の日常生活における支援を行います。

事業所の名称	小山町社会福祉協議会 訪問介護事業所
所在地	駿東郡小山町小山75-7 (法人本部と同じ)
指定事業所番号 及び実施事業	2211320037 (静岡県知事指定) (1) 居宅介護
従業者数	計8名 (令和8年4月1日時点) ・ 管理者(兼サービス提供責任者・ホームヘルパー) 1名 (常勤兼務1名) ・ サービス提供責任者 (兼サービス提供責任者・ホームヘルパー) 1名 (常勤兼務1名) ・ ホームヘルパー 6名 (非常勤専従6名)
実施事業	(1) 居宅介護
業務内容	(1) 計画に沿ったサービス提供 (2) サービス担当者会議への出席 (3) 障がい福祉サービス情報公表の対応 (4) 他のサービス事業者等との連携 (5) サービス検討会の開催 (定例開催6回) (6) 内部研修の開催 (サービス検討会と同日開催)

(2) 就労継続支援B型事業所の経営

予算額：38,624千円

一般企業への就職が困難な障がいを持つ人に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障がい福祉サービスを提供することを目的としています。「B型」は雇用契約を結ばず、利用者が作業分の対価を工賃として得ることができる、比較的自由に働ける“非雇用型”の事業所です。

ワークホーム・アップルの在り方検討会の検討結果を受けて、障がいを持つ人が必要とするサービスの充実に向けた事務を進めます。

事業所の名称	ワークホーム・アップル
所在地	駿東郡小山町菅沼253-1
指定事業所番号 及び実施事業	2211320052（静岡県知事指定） (1)就労継続支援B型
事業所の構成等	(1)本体施設 ワークホーム・アップル（所在地；上記と同じ） (2)サテライト施設（出張所） カフェ・ポム（小山町役場本庁舎1階） (3) あっふる食堂の運営（小山町役場本庁舎地下1階）
利用定員	20名
従業者数	計8名（令和8年4月1日時点） 施設長（地域福祉室長） 1名（非常勤兼務 1名） 施設長代理（兼 職業指導員） 1名（常勤兼務 1名） サービス管理責任者 1名（常勤兼務 1名） 生活支援員 1名（常勤兼務 1名） 職業指導員 2名（非常勤兼務 2名） 調理員 4名
実施事業	就労継続支援B型
業務内容	(1) 就労支援事業（自主事業、受託事業、喫茶事業、リサイクル事業、食堂受託事業）の実施 (2) 利用者送迎サービスの実施 (3) 定例年間事業の実施（別表「年間事業計画表」のとおり）

【年間事業計画表】

実施時期	事業内容等	備考
令和8年4月	第1回防災訓練	
5月	保護者会（下旬）	共催
	利用者健康診断	
6月	利用者・職員向け日帰り研修会（12日）	
7月	第2回防災訓練	
8月	夏季大掃除（7日）	共催
	夏休み（10日～14日）	

9月	小山町ふれあい広場（5日）	参加
10月	第3回防災訓練	
	モルック大会	参加
11月	利用者、保護者及び職員合同研修（12日・13日）	
12月	クリスマス会（16日）	
	冬季大掃除（28日）	
	冬休み（12月29日～1月3日）	
令和9年1月	第4回防災訓練	
	お楽しみ会・新年会（8日）	
2月	アップル開所記念日（4日）	
3月	春休み（31日）	

毎週 水曜日	音楽訓練
毎週 火曜日	買物訓練
毎週 火・水曜日	調理訓練
毎月 第3木曜日	小山町民生委員児童委員協議会による環境美化活動
毎月 第4水曜日	小山町民生委員児童委員協議会によるリサイクル活動
毎月 最終月曜日	大脇区等によるリサイクル活動